

北海道告示第 11010 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、令和 4 年 7 月 15 日から 15 日間、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 15 日

北海道知事 鈴木 直道

発起人の住所及び氏名		加入区名	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項 の申出をする漁業協同組合の名称
北斗市当別 2 丁目 5 番 16 号	高森 茂貴	北斗加入区	上磯郡漁業協同組合
北斗市富川 2 丁目 8 番 5 号	品田 靖	同	同